

阿賀野市条例第41号

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年阿賀野市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「が、同項第1号イに該当する医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院による療養及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合」を「について」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。